

検査の 要請の 内容等

- ✓ **要請（令和元年6月10日）された事項は、高速道路に係る料金、債務の返済等の状況に関する次の各事項**
 - ① 高速道路に係る料金設定及び利用の状況
 - ② 各高速道路株式会社の経営状況
 - ③ 高速道路に係る債務の返済状況及び機構の財務の状況
 - ④ 国による支援の状況
- ✓ 機構は道路関係四公団から承継した道路資産等を保有し、これを6会社に貸し付けて、6会社から徴収する貸付料を原資に承継債務等を返済
- ✓ 6会社は高速道路事業を行い、通行料金を徴収

検査の 結果

- ✓ 高速道路に係る料金設定は、6会社の収支予算の明細では、**計画料金収入により計画管理費及び貸付料を料金徴収期間内に賄うものとなっていたり、高速道路料金の上昇率は電気料金を除く他の公共料金等と比べて低い割合となっていたり**などしていた
- ✓ 全国路線網のうち本四道路に係る出資金1兆7382億余円については、機構解散時までに返済方法を検討することとされているが、機構が**出資積立金として積み立てるためには一定の期間が必要**になる
- ✓ 全国路線網に係る出資金及び首都高速道路に係る地域路線網の東京都等出資金以外の出資金については、**出資積立金の積立時期の見直しを行っていない**

所見

- ✓ 引き続き、**償還主義、公正妥当主義等に基づく検証**を必要に応じて行うとともに、新たな路線や区間の開通等によるネットワークの整備状況、社会情勢の変化等に応じて**適時適切に料金制度及び料金割引の見直し**を行うこと
- ✓ 本四道路に係る出資金の返済方法について、出資金は多額に上っていることなどから、**計画的に検討を行い、その結果を債務返済計画に反映**すること
- ✓ 国、機構、各高速道路株式会社及び出資者である地方公共団体間で調整を図った上で**出資積立金の積立時期の見直し**を行い、**将来の支払利息の低減**を図るよう検討すること

高速道路に係る料金、債務の返済等の状況（要請）

国土交通省、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、6高速道路株式会社

高速道路に係る料金設定



料金の額の基準の適合対象（○が適合対象）

区分 \ 基準	①償還主義	②公正妥当主義	③便益主義
全国路線網に属する高速道路	○	○	-
地域路線網に属する高速道路	○	○	-
一の路線に属する高速道路	○	-	○

①**償還主義**（料金の額の水準が、当該道路の新設、改築、維持修繕等に要する全ての費用を料金の徴収期間内に償うものであること）

国土交通省の確認

協定の対象となる高速道路ごとに6会社が作成した収支予算の明細及び債務返済計画において料金徴収期間内に債務の返済が完了する



検査の結果

収支予算の明細をみたところ、**計画料金収入により計画管理費及び貸付料を料金徴収期間内に賄うもの**となっていた
また、債務返済計画では、貸付料等により、機構の債務の返済等に係る費用を高速道路資産の貸付期間内に償うものとなっていた

②**公正妥当主義**（料金の額は、通行者の支払能力（負担力）を加味して決定されなければならない、すなわち、通行する自動車の種類によって適切な料金比率を設定するとともに、他の公共料金、交通機関の運賃（料金）、物価水準等を考慮して決定すること）

国土交通省の確認

昭和38年度以降の消費者物価指数の推移により、高速道路の料金の額が他の公共料金等と比較して適切な料金比率となっている



検査の結果

左記に倣い令和元年度までの推移をみたところ、**高速道路料金の上昇率は電気料金を除く他の公共料金等と比べて低い割合**となっていた

③**便益主義**（料金の額は、当該有料道路の通行又は利用により通常受ける利益の限度を超えないものでなければならないこと）

国土交通省の確認

車種別の便益額と料金の額とを比較して、いずれの車種も料金の額が便益額を下回っている



検査の結果

令和元年度末現在、通行料金を徴している一の路線についてみたところ、普通車の料金の額は、便益額を下回っていた

所見

引き続き、**償還主義、公正妥当主義等に基づく検証**を必要に応じて行うとともに、新たな路線や区間の開通等によるネットワークの整備状況、社会情勢の変化等に応じて**適時適切に料金制度及び料金割引の見直し**を行うこと

高速道路に係る債務の返済状況

本四道路に係る出資金

	(単位：億円) 総額
全国路線網の令和元年度末債務返済計画	
返済すべき債務等の計（A）	61兆7909
機構収支の計（B）	60兆0526
本四道路に係る出資金（A - B）	1兆7382

民営化申合せ（平成15年）

本四道路に係る出資金の返済方法については、機構の解散時までには検討する

検査の結果

出資積立金として積み立てるためには一定の期間が必要になる

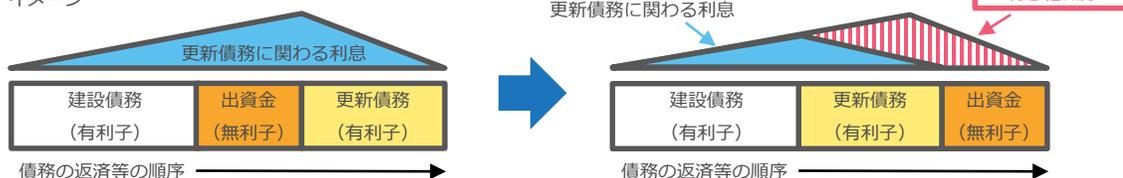
所見 本四道路に係る出資金の返済方法について、出資金は多額に上っていることなどから、計画的に検討を行い、その結果を債務返済計画に反映すること

出資積立金の積立時期の見直し

見直しの状況

首都高速道路に係る地域路線網の東京都等出資金及び阪神高速道路（阪神圏）に係る地域路線網の全出資金については、出資積立金の積立時期の見直しを行い、特定更新等工事債務に係る支払利息を低減

イメージ



(注)「第3回首都高日本橋地下化検討会配付資料」(平成30年7月。国土交通省公表資料)に基づき会計検査院作成

検査の結果

全国路線網に係る出資金及び首都高速道路に係る地域路線網の東京都等出資金以外の出資金については、出資積立金の積立時期の見直しを行っていない

所見 国、機構、各高速道路株式会社及び出資者である地方公共団体間で調整を図った上で出資積立金の積立時期の見直しを行い、将来の支払利息の低減を図るよう検討すること